

子育て支援センターだより (1月)

子育て支援センターは就学前のお子さんと保護者の方が気軽に参加できるサロンです。

1歳未満のお子さんも大歓迎です！

期日	事業名	場所	内容
11日(水)	あそびの教室	子育て支援センター	お正月のあそび
18日(水)	のびのび広場		おはなし会
25日(水)			折り紙あそび

※時間は全日午前10時～11時30分です。

※子育て支援センターの利用時間は午前9時～午後4時です。

問合せ 子育て支援センター ☎82-0601

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、予定が変更となる場合があります。その際には電話による発育相談等の子育てに関するお悩み相談を受け付けております！
お子さんが家でできる発育を促す楽しい遊び方や、日ごろの生活内容など、子育て支援センター職員が親身になってお聴きします。お気軽にお電話ください！

杭を残して悔い残さず!!!



シリーズ地籍調査⑧



地籍調査Q&A ②

Q6 境界立会は必ず行かなければならないのですか

A6 土地の境界は、隣接する土地所有者同士で決めていただく必要があります。境界の立会いが行われなければ、その土地だけでなく隣地の土地も「筆界未定」となります。調査後、大変な手間と費用が個人負担となります。こうしたことにならないよう、必ず立会っていただきますようお願いいたします。

Q7 地籍調査で民地と民地の境界についても村が決めてくれますか

A7 地籍調査は、あくまでも隣地土地所有者同士で決めた境界を確認し調査を行うもので、村が民々境界を決定することはできません。事前に関係者と協議し境界確認を行っておいてください。

Q8 立会いが行われない場合や、立会っても境界が決まらないときは

A8 「筆界未定」として処理し、法務局に備え付けられます。

Q9 「筆界未定」を解消するためには

A9 「筆界未定」として登記された土地は、地籍図に境界(線)が表示されず正確な面積もわかりません。地籍調査後に解決した場合には、土地所有者の費用によって、地図訂正(境界確定・測量)の登記申請を行うこととなります。改めて村で調査することはありません。

Q10 登記簿の面積と調査後の面積が異なった場合、調整は？

A10 境界の確定については、あくまでも土地所有者同士で決めていただき、確定した境界にて測量を行います。その結果が登記簿面積と異なっても、登記簿面積に合わせるような面積の調整は行いません。また、法務局に備え付けられている公図の多くは、明治時代の地租改正によって作成されたものを元にしていて、大部分の土地に、面積の増減が発生します。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査担当 ☎82-1222

出典:地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)